

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 30 回分析・サンプリング法部会

日時 : 2009 年 3 月 9 日 (月) ~ 3 月 13 日 (金)

場所 : バラトンアルマーディ (ハンガリー)

議 題

| | |
|-----|---|
| 1. | 議題の採択 |
| 2. | コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項 |
| 3. | 承認できる分析法の評価規準 |
| a) | 承認できる分析法の評価ガイドライン案 (ステップ 7) |
| b) | 分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案 (ステップ 7) |
| 4. | 分析用語に関するガイドライン案 (ステップ 7) |
| 5. | コーデックス規格の分析法条項の承認 |
| 6. | 関連する分析法が同一とみなされるための規準を策定するためのガイドライン (微量元素の分析法の規準への変換) |
| 7. | バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準に関するガイドライン原案 (ステップ 4) |
| 8. | 測定の不確かさに関するガイドライン改訂原案 (ステップ 4) |
| 9. | サンプリングの不確かさに関する指針 |
| 10. | 乳・乳製品のサンプリングに関する討議文書 |
| 11. | ダイオキシン類及びコプラナー PCB 類の分析法に関する討議文書 |
| 12. | 分析法に関する国際機関間会合の報告 |
| 13. | その他の事項及び今後の作業 |
| 14. | 次回会合の日程及び開催地 |
| 15. | 報告書の採択 |

第 30 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2009年3月9日(月)～3月13日(金)

場所：バラトンアルマーディー (ハンガリー)

2. 参加国及び国際機関

47加盟国、1加盟機関 (EC)、10国際機関が参加、参加者総数は144名

3. 我が国からの出席者

| | |
|---|--------|
| 厚生労働省医薬食品局食品全部企画情報課国際食品室長 | 池田 千絵子 |
| 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 課長補佐 | 小林 秀誉 |
| 厚生労働省医薬食品局食品全部監視安全課 化学物質係長 | 高田 朋子 |
| 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課企画調査係長 | 浮穴 学宗 |
| 国立医薬品食品衛生研究所食品部 第三室長 | 渡邊 敬浩 |
| テクニカルアドバイザー | |
| 奈良県立医科大学健康政策医学講座 教授 | 今村 知明 |
| 国立医薬品食品衛生研究所代謝生化学部 第二室長 | 亀山 浩 |
| 日本食品衛生協会 | 井上 誠 |
| 日本食品衛生協会 | 杉本 敏明 |
| 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所 食品分析研究領域 品質情報解析ユニット 研究員 | 塚越 芳樹 |

4. 主要議題の概要

議題 6 関連する分析法が同一とみなされるための規準を策定するためのガイドライン (微量元素の分析法の規準への変換)

規準を設定する際により具体的なガイドラインであるセクション2について、異なる濃度の基準値に対して規準を決める場合に検出限界や妥当性確認されている範囲の例を示す一覧表を加える等の変更を加えることで合意するとともに、このガイドラインはコーデックスの各部会に対するガイドラインであることから、手続きマニュアルに載せるべきであることを確認し、一般原則部会の承認を得た上で、第32回総会に諮ることが合意された。

議題 7 バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準

アルゼンチンと英国を議長とする会期内作業部会において、スコープと、タイトルについて議論された原案に基づいて議論され、「このガイドラインは、その他の食品の DNA 配列や特定のタンパク質の検査法の妥当性確認のための情報も提供する可能性がある。」という文言を加えること、タイトルは「特にバイオテクノロジー応用食品の特定の DNA 配列やタンパク質の検出、同定、定量法に関

する分析法の規準に関するガイドライン原案」とすることで合意された。

また、ガイドライン原案の一般的事項について議論され、全体の構成を日本提案の構成通りに変更すること、本ガイドラインは加盟国に対するガイドラインであることから、コーデックスの手続きに関する Annex I は削除することに合意し、ステップ 2 に差し戻して、アルゼンチン及び英国並びにドイツを議長とする電子作業部会でガイドライン原案を再度作成することとなった。

議題 8 測定の不確かさに関するガイドライン改訂原案

電子作業部会の座長を務めた英国より、本ガイドライン原案は測定学の専門家を対象としたガイドラインではないこと、測定の不確かさに対する特定の質問に答える形で構成されていること等の説明があり、残留農薬部会（CCPR）でも残留農薬測定のための不確かさのガイドラインが検討されていることから連携が必要であること、実務上の影響が大きいので慎重に検討する必要があること等の意見が出され、ステップ 2 に差し戻して、英国を議長とする電子作業部会で再考することとされた。

議題 1 1 ダイオキシン類及びコプラナーPCB 類の分析法に関する討議文書

汚染物質部会（CCCCF）からの求めに応じ、ダイオキシン及びコプラナーPCB 類の分析法の選択方法についてドイツを議長とした電子的作業部会で検討されていたもの。ドイツより、本文書はダイオキシン類及びコプラナーPCB 類の分析法のリストを作ることを目的としたものではなく、モニタリングのための分析法の選択のクライテリアを示すことを目的としたものである旨説明があり、いくつかの訂正・修文を経て、汚染物質部会（CCCCF）へ送付することで合意した。

(参考)

分析・サンプリング法部会（CCMAS）の作業と今後のアクション

| 事項 | ステップ | 今後のアクション |
|--|----------|-----------------------------------|
| 承認できる分析法の評価ガイドライン案 | 作業中止 | 第 32 回総会 |
| 分析（試験）結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案 | ステップ 8 | 第 32 回総会 |
| コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン原案 | ステップ 8 | 第 32 回総会 |
| 関連する分析法が同一と見なされるための規準を策定するためのガイドライン | 手続きマニュアル | 第 25 回 CCGP 第 32 回総会 |
| 個別規格及び規格案の分析法の承認 | — | 第 32 回総会 |
| バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準についてのガイドライン原案 | ステップ 2 | 第 31 回 CCMAS 電子作業部会（英国、アルゼンチン） |
| 測定の不確かさに関するガイドライン | ステップ 2 | 第 31 回 CCMAS 電子作業部会（英国） |
| サンプリングの不確かさに関するガイダンス | — | 電子作業部会（英国） |